

日本タングステン株式会社 グリーン調達ガイドライン

2022年12月 1日 制定（第1版）

目次

はじめに	2
I. 日本タングステン株式会社 品質環境方針	
II. 目的	2
III. 適用範囲	2
IV. グリーン調達基準	3
V. お取引先様への要望事項	3
(1) 環境マネジメントシステムの取り組み	3
(2) 納入品の環境負荷の低減	3
(3) 「環境負荷物質に関する不使用証明書及び報告書」のご提出	4
VI. 改訂	4
VII. 機密保持	4

はじめに

現在、地球には、私たちの生活や企業活動により生じる、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出や、人を含む多くの生物に有害な物質の排出、あるいは地球資源の大量消費といった多くの環境負荷が存在し、その影響は次第に大きくなっています。

次世代に美しい地球環境を残すため、環境問題の当事者としての意識を持ち、様々な環境負荷低減に向けた活動を実施していくことが不可欠な状況になっています。

当社に資材をご提供頂くお取引先様、当社の製品を使用するお客様、さらにエンドユーザーまで含めた、当社製品のライフサイクル全体での環境負荷低減に貢献していくため、この度、「グリーン調達基準」を制定することと致しました。

今後、本基準に沿った調達活動を通じて、社会の持続的発展に貢献する環境活動を推進して参りますので、お取引様のご理解とご協力を頂きますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

I. 日本タングステン株式会社 品質環境方針

1. 継続的な品質向上の取り組みを通じて、レアメタル等の限りある資源の有効利用やエネルギーを効率利用し、地球環境の保護に貢献します。
2. カーボンニュートラルへの積極的な取り組み等を通じて、気候変動がもたらす被害の回避及び軽減に努めます。
3. 製品含有物を含む、化学物質の徹底管理等により、環境保全や健康被害の防止に努めます。
4. 品質・環境マネジメントシステムの継続的な改善と効率的な運用を通じた良質な製品・サービスの提供により、お客様満足の上昇を図るとともに、製品・サービスの環境負荷の把握と低減に努めます。
5. 環境規制等の法規制の遵守の下、当社が同意する全ての要求事項に真摯かつ適時に応えることでお客様満足を向上します。

II. 目的

本ガイドラインは、お取引先様から当社の管理対象物質の含有情報を確実に入手し、当社製品のライフサイクル全体で環境負荷物質の使用および排出を極小化し、環境保全や循環型社会の構築に貢献することを目的としています。

III. 適用範囲

本ガイドラインは、当社が製造・販売する製品を構成する部品、材料、ユニット（以下納入品という）の調達活動に適用します。これらの中には、第三者に開発・設計・製造を委託する製品、取扱説明書などの付属品、接着剤等の副資材、サービスパーツ、製造工程、製品の梱包材料なども含まれます。

IV. グリーン調達基準

当社は、グリーン調達の推進にあたって以下の内容を満足したお取引先様からの調達を優先します。

- (1) 環境保全活動を積極的に推進しているお取引先様からの調達
環境保全活動が継続的に推進できる仕組み（環境マネジメントシステム）を構築されているお取引先様からの調達を優先します。
- (2) 環境負荷が少なく指定有害物質を含まない納入品の調達
別紙で定める使用禁止化学物質及び含有管理化学物質に適合した環境負荷低減対策品の調達を優先します。

V. お取引先様への要望事項

- (1) 環境マネジメントシステムの取り組み
環境マネジメントシステムとして、第三者認証のISO14001 または、KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）、エコアクション21（環境省）、エコステージ等の認証取得、及び、温室効果ガス（CO₂等）・廃棄物の削減などの環境への負荷を低減する取り組みをお願いします。

なお、認証取得が困難なお取引先様は、以下の項目の取り組みをお願いします。

1. 環境保全に関する企業理念・方針の策定
2. 環境目的、目標、計画の策定と実施
環境目的として、温室効果ガス（CO₂等）の削減など
3. 目標達成のための責任者と組織体制の設置
4. 法令順守状況、環境活動状況の定期的確認
5. 従業員への環境教育の実施

- (2) 納入品の環境負荷の低減（納入品における化学物質管理基準）

当社への納入品につきましては、以下の化学物質管理基準の順守をお願いします。

- ① 使用禁止化学物質の意図的な使用または閾値以上の含有禁止
使用禁止化学物質：国内外の法規制および当社の自主規制により、納入品へ意図的に使用することを禁止した物質です。
（『(別紙) 化学物質管理基準』中、“【表 1】 使用禁止化学物質一覧” に掲載した物質）
- ② 含有管理化学物質の含有の有無、含有率、使用部位等の把握
含有管理化学物質：本物質が納入品に含有することを禁止していませんが、物品等への含有の有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とするものです。
（『(別紙) 化学物質管理基準』中、“【表 2】 含有管理化学物質一覧” に掲載した物質）

化学物質管理基準に関する不適合品（管理基準の規制内容を満たさないもの）が当社に

納入されたおそれがある場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。詳細につきましては、『(別紙) 化学物質管理基準』を参照下さい。

(3) 「環境負荷物質に関する不使用証明書及び報告書」の提出

当社への納入品につきまして、化学物質に関する情報を別紙に示した書式(『環境負荷物質に関する不使用証明書及び報告書』)を用いてご提供をお願いする場合がありますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

VI. 改訂

本ガイドライン及び管理基準は、法改正時など必要に応じて改訂を行います。

VII. 機密保持

お取引先様よりご提供いただいた情報につきましては、当社のお客様への製品含有化学物質に関する保証のためにのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

【問合せ先】

日本タングステン株式会社 基山工場
佐賀県三養基郡基山町大字園部3173番地2

品質保証センター 品質保証グループ

TEL 0942-81-7702 / FAX 0942-81-7713

事業支援本部 調達部

TEL 0942-81-7708 / FAX 0942-81-7716

グリーン調達メールアドレス：green@nittan.co.jp

【改訂履歴】

2022年12月1日（第1版） 制定